

古い木造住宅の解体を応援します！

大阪市では、密集市街地における防災性の向上を図るため、「重点対策地区」を設定し、一定の要件を満たす木造住宅の解体費用の一部を補助しています。
令和3年度からは、補助率・補助限度額を強化していますので、ぜひご活用ください。
(東成区においては、下記の対象エリアが含まれます)

【対象エリア】

大今里西3丁目、玉津3丁目

【補助の対象となる建物等】

幅員6m未満の道路に面する敷地等において
昭和56年5月以前に建てられた木造住宅
(戸建住宅・集合住宅)

※解体後の跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、空地の整備費の一部にも補助しています。
(詳細は裏面③をご参照ください)



重点対策地区 (位置図)

【補助の内容】

◆ 解体に要する費用の補助率

補助率: $\frac{2}{3}$

◆ 補助限度額

戸建住宅・・・100万円

集合住宅・・・200万円

※長屋の一部解体は100万円
※別途、補助対象面積による限度額があります。

- 補助金を受けるためには、補助申請手続きが必要です。解体の工事契約後または工事着手後の申請はできませんので、ご注意ください。
- 紙面の都合上、補助要件など省略している部分がありますので、詳しくは下記受付窓口までお問い合わせください。
- 耐震性能を満たさない平成12年5月31日以前に建築された戸建住宅等については、耐震除却工事の補助があります。
(詳細は裏面⑥をご参照ください)

ご相談・お問い合わせ先

大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

電話：06 (6882) 7053

大阪市北区天神橋6-4-20(大阪市立住まい情報センター4階)

営業時間：平日・土曜 9:00～19:00、日曜・祝日 10:00～17:00

休館日：火曜日(祝日の場合は翌日)、

祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始

Osaka Metro 谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目駅」3号出口直結



その他の密集市街地整備のための補助制度【令和3年度版】

1

建替建設費補助制度（集合住宅への建替え）【対象エリア:重点対策地区】

古いアパートや長屋などを集合住宅（マンション・アパートなど）に建替える場合、設計費用、解体費用、共同施設整備費用の一部を補助します。

2

建替建設費補助制度（戸建住宅への建替え）【対象エリア:対策地区(重点対策地区含む)】

未接道敷地等を解消するために隣接する土地を平成30年4月1日以降に売買で取得した敷地において、戸建住宅に建替える場合、設計費用、解体費用等の一部を補助します。

3

防災空地活用型除却費補助制度【対象エリア:重点対策地区】

木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、解体費用、空地整備費用の一部を補助します。

※本制度を活用すると、土地の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

4

狭あい道路拡幅促進整備事業【対象エリア:重点対策地区】

幅員4m未満の道路に面した建物の建替え等の際、後退した部分を道路として整備する場合、拡幅整備費用の一部を補助します。

5

住まいの建替相談【対象エリア:対策地区(重点対策地区含む)】

老朽住宅の建替えに関する相談に対し、アドバイザー（建替計画への技術的なアドバイスを行う建築士）を無料で派遣します。

6

耐震診断・耐震改修・耐震除却【対象エリア:大阪市全域】

一定の要件を満たす民間戸建住宅等の耐震診断・改修工事・除却工事費用の一部を補助します。また、耐震事業者の情報を提供しています。



7

大阪市ブロック塀等撤去促進事業【対象エリア:大阪市全域】

地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止等を図るため、道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去および軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助します。



ご相談・お問い合わせ先

補助対象エリアや①～⑤の補助制度の詳細は、下記QRコードから大阪市ホームページをご確認いただくか、窓口にお問い合わせください。



①②⑤⑥⑦

大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

電話：06 (6882) 7053

大阪市北区天神橋6-4-20(大阪市立住まい情報センター4階)

営業時間:平日・土曜 9:00~19:00、日曜・祝日 10:00~17:00

休館日：火曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始

③④

大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課

電話：06 (6208) 9235

大阪市北区中之島1-3-20(大阪市府所7階)

古い木造住宅の解体を応援します！ ぜひご活用ください

大阪市では、密集市街地における防災性の向上を図るため、「重点対策地区」を設定し、一定の要件を満たす木造住宅の解体費用の一部を補助しています。

令和3年度からは、補助率・補助限度額を強化していますので、ぜひご活用ください。

(東成区においては下記の対象エリアが含まれます)

【対象エリア】

大今里西3丁目、玉津3丁目

【補助の対象となる建物等】

幅員6m未満の道路に面する敷地等において

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅(戸建住宅・集合住宅)

※ 解体後の跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、空地の整備費の一部にも補助しています。



重点対策地区(位置図)



※ 紙面の都合上、補助要件など省略している部分がありますので、詳しくはQRコードからホームページをご確認いただくか下記までお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせ先

<解体のみの場合>

大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

電話：06(6882)7053

大阪市北区天神橋6-4-20(大阪市立住まい情報センター4階)

営業時間：平日・土曜 9:00~19:00、日曜・祝日 10:00~17:00

休館日：火曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始

<解体後の跡地を防災空地として整備する場合>

大阪市都市整備局住環境整備課 密集市街地整備グループ

電話：06(6208)9235

大阪市北区中之島1-3-20(大阪市役所7階)

開庁時間：平日 9:00~17:30

閉庁日：土曜・日曜・祝日・年末年始